

**国民健康保険・後期高齢者医療被保険者のみなさんへ**

**「被保険者証の一斉更新」について**

令和3年8月1日は被保険者証の更新日です。新しい被保険者証は、7月下旬に「役場から郵送」します。現在お使いの被保険者証は、令和3年8月1日以降に、住民生活課窓口へ返還していただくか、細断のうえ確実に破棄してください。

※保険料を滞納している方には原則、郵送されませんので、住民生活課で納付相談を行っていただく必要があります。

※新しい被保険者証の有効期限内であっても、所得や世帯構成の変更、国による自己負担割合の見直し（令和4年10月以降を予定）などにより、自己負担割合に変更が生じた場合には、改めて更新されます。

**「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限定額適用認定証」について**

**■国民健康保険**

毎年度申請が必要になりますので、認定証の交付を希望する方は、被保険者証と印鑑を持参のうえご来庁ください。

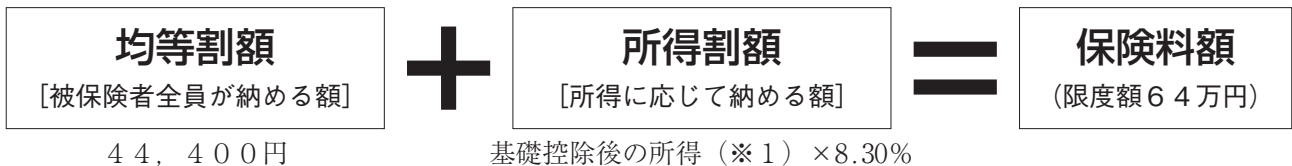
**■後期高齢者医療**

認定証は、令和3年7月31日が有効期限ですが、令和2年度中の所得状況などにより、令和3年度も引き続き認定される方には、新しい認定証が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

令和3年度住民税非課税世帯の方で、新たに認定証の交付を希望する方は、被保険者証と印鑑を持参のうえご来庁ください。

**令和3年度の後期高齢者医療保険料**

**(1) 令和3年度後期高齢者医療保険料について**



均等割額、所得割額はこれまでと変わりません。

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額などから基礎控除額（43万円）を差し引いた額です。

**(2) 令和3年度保険料の軽減措置について**

**■所得が低い方の軽減**

・同一世帯内の被保険者および世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和3年度は次のとおりとなります。

令和2年度		➔	令和3年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合		世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下	7.75割	43万円+10万円×（給与所得者など（※1）の数-1）以下	7割	
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下（その他の各種所得がない）	7割	43万円+（28.5万円×被保険者の数）+10万円×（給与所得者など（※1）の数-1）以下	5割	
33万円+（28.5万円×被保険者の数）以下	5割	43万円+（52万円×被保険者の数）+10万円×（給与所得者など（※1）の数-1）以下	2割	
33万円+（52万円×被保険者の数）以下	2割			

※1 給与所得者など（給与所得を有する方または、公的年金等に係る所得を有する方が2人以上いる世帯に適用）

**■被用者保険の被扶養者であった方の軽減**

- ・後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。
- ・所得割額の負担はありません。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

※世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減（7割軽減）が受けられます。

**【お問合せ】** 住民生活課 国保係 担当：金沢、横浜

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821